

野田市企業誘致奨励措置適用工場指定申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 所在地
会社名
代表者氏名

企業誘致奨励措置適用工場の指定を受けたいので野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

取得した工場用地の所在地		電話番号			
名	称				
事	業				
種	目				
規	模	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
投	下	円			
固	定	人			
資	産				
総	額				
常	時	年 月 日			
使	用	年 月 日			
す	る				
従	業				
員	数				
土	地	年 月 日			
取	得	年 月 日			
年	月				
日					
操	業	年 月 日			
開	始	年 月 日			
年	月				
日					

添付書類

- 1 土地の譲渡契約書の写し
- 2 法人の登記事項証明書及び定款
- 3 投下固定資産総額を明らかにする書類
- 4 企業の法人市民税申告書
- 5 建物及び償却資産の配置図
- 6 企業の概要を明らかにする書類
- 7 申請時における過去1年間の経営状況を証する書類
- 8 生産工程の概要図
- 9 建築確認通知書及び検査済み証の写し

野田市企業誘致奨励措置適用工場指定書

第 号
年 月 日

所在地
会社名
代表者氏名

様

野田市長



野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例施行規則第3条の規定により下記の工場を企業誘致奨励措置適用工場として指定します。

記

1 所在地

2 会社名及び工場名

3 指定年月日 年 月 日

野田市企業誘致奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

申請者 所在地
会社名
代表者氏名

年 月 日付け第 号で企業誘致奨励措置適用工場として指定がありましたので、
年度分企業誘致奨励金につきまして交付願いたく、野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例施行
規則第4条の規定により申請します。

記

1 所在地

2 会社名及び工場名

添付書類

- 1 当該年度の当該工場に係る固定資産税納税通知書の写し
- 2 当該年度の当該工場に係る労働保険概算・増加概算・確定保険料申請書の写し

野田市企業誘致奨励金交付決定書

第 号
年 月 日

所在地
会社名
代表者氏名 様

野田市長



年 月 日付で交付申請のあった 年度分企業誘致奨励金については下記の額のとおり交付を決定したので、野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

1 企業誘致奨励金確定額 年度分 円

2 指定工場 所在地

会社名及び工場名

(注)企業誘致奨励金は、千円未満切捨てとする。

野田市企業誘致奨励金交付請求書

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
会社名
代表者氏名



年 月 日付け、第 号をもって額の確定のありました 年度
分企業誘致奨励金につきまして、野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例施行規則第6条の規定により下
記のとおり請求します。

記

年度分企業誘致奨励金 金 円

口座番号

振込先	銀行・信用金庫		支店
口座の種類	口座番号		
口座名義			

添付書類

- 1 当該年度の当該工場に係る固定資産税を完納したことを証する書類
- 2 当該年度分の企業誘致奨励金交付決定書の写し

権利義務承継届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

承継者 所在地
会社名
代表者氏名

野田市関宿はやま工業団地誘致条例施行規則第7条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 被承継者 所在地
会社名
代表者氏名

2 承継の事由

3 承継年月日 年 月 日

4 対象工場

名称(承継前)
(承継後)

代表者(承継前)
(承継後)

添付書類

登記事項証明書等(法人の合併、営業の譲受け又は相続により奨励措置の指定を受けた事業者の地位を承継したことを証する書類)

野田市企業誘致奨励措置変更届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
会社名
代表者氏名

野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例施行規則第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 変更を生じた年月日 年 月 日
- 2 変更の内容
- 3 変更の理由

野田市企業誘致奨励措置取消（停止）通知書

第 号
年 月 日

所在地
会社名
代表者氏名 様

野田市長



貴社に対して、野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例施行規則第9条の規定により下記の工場の奨励措置の指定を（取消し・停止）します。

記

1 指定年月日 年 月 日

2 対象工場 所在地
会社名
代表者氏名

3 理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

野田市企業誘致奨励金返還命令書

第 号
年 月 日

所在地
会社名
代表者氏名 様

野田市長



貴社に対して、野田市関宿はやま工業団地企業誘致条例施行規則第10条の規定により下記の工場の企業誘致奨励金の返還を命ずる。

記

- 1 指定年月日 年 月 日
- 2 対象工場 所在地
会社名
代表者氏名
- 3 既交付額 円
- 4 返還金額 円
- 5 返還期限日 年 月 日
- 6 返還理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審

査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後
であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

火を使用する設備の位置、構造及び管理等に関する点検票

点検項目			点検結果		状況及び措置内容
			判定	不備内容	
火を使用する設備の位置・構造及び管理等	火を使用する設備等	設備の位置	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		設備の管理	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	器具を使用する等	器具の取扱い	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	火の使用に関する制限等	喫煙等の制限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		がんに用煙火の制限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		

備考

- 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

少量危険物の貯蔵及び取扱いに関する点検票

点検項目		点検結果		状況及び措置内容
		判定	不備内容	
指 定 数 量	貯蔵又は取扱い数量	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
未 満 の 危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	火気の使用制限	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	漏れ、あふれ又は飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	容 器	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
少 量 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	計器類に関する監視	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
危 険 物 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	タンク本体	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		
	配 管	<input type="checkbox"/> 適		
		<input type="checkbox"/> 否		

備考

- 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

指定可燃物等の貯蔵及び取扱いに関する点検票

点検項目			点検結果		状況及び措置内容
			判定	不備内容	
指 定 可 燃 物 等 の 貯 蔵 及 び 取 扱 い	可 燃 性	火 気 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		漏れ、あふれ又 は飛散の防止	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	液 体	容 器	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
		計 器 類 に 関 する 監 視	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	類	タ ン ク 本 体	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	等	配 管	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
	綿	火 気 の 使 用 制 限	<input type="checkbox"/> 適		
			<input type="checkbox"/> 否		
花	集 積 単 位	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			
類 等	計器類に関する 監 視 (廃棄物固形化 燃料等を貯蔵 し、又は取り扱 う場合)	<input type="checkbox"/> 適			
		<input type="checkbox"/> 否			

備考

- 1 判定の欄は、適正な場合は「適」の□にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の□にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 2 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 3 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

第 号
年 月 日

様

野田市長



面 接 通 知 書

年 月 日付けで申込みのありましたことば相談室の利用について、下記により面接を行いますので通知します。

記

- 1 日 時 月 日() 時 分～ 時 分
- 2 場 所

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市ことば相談室利用承認(不承認)通知書

年 月 日付けで申込みのありましたことば相談室の利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

決 定 事 項	承認する ことに決定しました。 承認しない		
児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
施 設 名			
利 用 開 始 日	年 月 日		
指 導 内 容			
承認しない理由			

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
利用者 氏 名
電話番号

野田市ことば相談室利用辞退届

ことば相談室の利用を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
施 設 名			
辞 退 す る 日	年 月 日		
辞 退 す る 理 由			
備 考			

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市ことば相談室利用解除通知書

児 童 氏 名		生 年 月 日	年 月 日生
施 設 名			
解 除 す る 日	年 月 日		
解 除 す る 理 由			
備 考			

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ことば相談室日誌

年度

決 裁				

月 日 曜日天候()		記録者名			
出勤者					
利 用 児 童 名	児 童 名	障がい名(○で囲む)	指導時間	指導室名	指導員名
		1・2・3・4・5・6・7			
		1・2・3・4・5・6・7			
		1・2・3・4・5・6・7			
		1・2・3・4・5・6・7			
		1・2・3・4・5・6・7			
		1・2・3・4・5・6・7			
		1・2・3・4・5・6・7			
		1・2・3・4・5・6・7			
面 接 ・ 相 談	児 童 名	内 容			
そ の 他	(行事・訪問・研修等)				

1 発音の異常 2 吃音 3 言語発達遅滞 4 口蓋裂に伴う言語障がい 5 聴覚障がいに伴う言語障がい 6 脳性麻痺に伴う言語障がい 7 その他声の障がい

技能功勞者推薦書

(表面)

ふりがな 氏名		職 種 名	
生年月日		年 月 日 (歳)	
住 所		電話番号	
勤務先	名 所	電話番号	
	所在地		
表 彰			
賞 罰			
免 許			
職 歴	勤 務 先	勤 務 期 間	勤 務 年 数
		年 月から 年 月まで	年 月従事
		年 月から 年 月まで	年 月従事
		年 月から 年 月まで	年 月従事
		年 月から 年 月まで	年 月従事
		年 月から 年 月まで	年 月従事
		年 月から 年 月まで	年 月従事
	計	年 月から 年 月まで	年 月従事

(裏面)

推薦理由(具体的に記載してください。)

上記のとおり推薦いたします。

年 月 日

所在地.....

団体の名称.....

代表者氏名.....

(宛先)野田市長

年 月 日

(宛先)野田市長

所 在 地

申請者 団 体 名

代表者氏名



野田市楽寿園指定管理者指定申請書

野田市楽寿園の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第3条第2項に規定する書類を添付して申請します。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市楽寿園指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

(理由)

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市楽寿園指定管理者指定通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第4条第2項の規定により通知します。

記

- 1 指定期間
- 2 管理業務の範囲

年 月 日

(宛先)野田市長

措置の実施者名



野田市楽寿園入所依頼書

野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、
関係書類を添えて次のとおり依頼します。

住 所			
ふりがな 入所者氏名		性 別	男 女
生 年 月 日	年 月 日		
入 所 施 設	養護老人ホーム 特別養護老人ホーム		

年 月 日

様

住 所
申込者 氏 名
電話番号

野田市楽寿園利用申込書

野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、
関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

住 所			
ふりがな 利用者氏名		性 別	男 女
生 年 月 日	年 月 日		

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市楽寿園入所承諾(不承諾)決定通知書

年 月 日付けで依頼のあった野田市楽寿園の入所について、次のとおり決定したので通知します。

1 承諾

住 所			
入所者氏名		性 別	男 女
生 年 月 日	年 月 日		
入 所 施 設			
入 所 日			

2 不承諾
理由

第 号
年 月 日

様



野田市楽寿園利用却下通知書

年 月 日付けで申込みのあった野田市楽寿園の利用について、下記のとおり却下したので野田市複合老人ホームの設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

記

却下する理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
申請者 生年月日
電話番号



野田市民間賃貸住宅入居時家賃等助成申請書

野田市ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付規則第5条第1項の規定により、助成金の交付を受けたいので申請します。

家族状況 (申請者を除く。)	氏 名	申請者との続柄	生年月日	備 考
金融機関名				
口座番号	普通・当座			
ふりがな 口座名義人			
助成要件の審査のため、所得の額の確認が必要となります。次の方法のうち、いずれか希望される□に「レ」を記入してください。 <input type="checkbox"/> 所得に関する証明書を添付する。 <input type="checkbox"/> 野田市が保有する市民税に関する情報の所得の額について、野田市が調査することに同意します。				

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、野田市民間賃貸住宅入居時家賃等助成金交付申請について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決 定	交 付	不交付
交 付 金 額	金 (内訳)家 賃 不動産仲介手数料	円 円
不 交 付 の 理 由		

年 月 日

(宛先)野田市長

住所
氏名
申込者 生年月日
電話番号

野田市民間賃貸住宅居住支援事業利用申込書

野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施規則第8条の規定により、野田市民間賃貸住宅居住支援事業を利用したいので次のとおり申し込みます。

- 第6条第1号のあっせんによる住宅情報の提供
 第6条第2号の入居保証

(連帯保証人を確保できない理由)

1 世帯構成(申込者を除く入居予定者)

氏名	申込者との続柄	生年月日	備考

- 2 世帯状況 ひとり親家庭等 配偶者からの暴力による被害女性
(申込区分) 高齢者世帯 心身障がい者世帯

3 申込者が野田市に住み始めた日 年 月から

4 収入の状況 年額 円

- 給与 自営 無職 年金 生活保護受給
市町村民税 課税 非課税

5 現在の住まいの状況

現在の家賃 円 共益費 円

現在の住戸の広さ 平方メートル

6 転居理由(事情、期限等)

7 連帯保証人又は緊急連絡先

住所

氏名 電話番号

8 あっせん希望条件 別紙のとおり。(あっせん希望者のみ記入する。)

9 同意(あっせん希望者のみ記入する。)

市が、野田市民間賃貸住宅あっせん依頼書にあっせん希望条件(別紙)を添付し、不動産事業者団体又は協力不動産店に送付し、協力不動産物件の照会を依頼することに同意します。

申込者自署 _____

注 該当する□内に「レ」を記入してください。

(別紙)

あっせん希望条件

				No.	
住 所	〒			電話番号	
ふりがな	氏名			男女	生年月日
氏名				年 月 日	
世帯構成	続柄 (年齢) ()	続柄 (年齢) ()	続柄 (年齢) ()	続柄 (年齢) ()	
世帯状況					
連帯保証人	有	続柄			
	無	入居保証を利用します。			
緊急連絡先	有 無				
希望賃貸住宅	地 域	市内全域 特定地域()			
	家 賃	月額 (共益費を含む。)	円まで	間取り	室()
	階 数	階		便 所	洋式 和式
	構 造	木造 鉄骨 鉄筋コンクリート		設 備	
	そ の 他	回答希望日 年 月 日			
利用予定の福祉サービス					
備 考					

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市民間賃貸住宅居住支援決定(却下)通知書

年 月 日付けで申し込みのあった、野田市民間賃貸住宅居住支援事業の利用については、次のとおり決定したので通知します。

決定内容

- 第6条第1号のあっせんによる住宅情報の提供
- 第6条第2号の入居保証

による居住支援事業の利用を決定

(却下)します。

却下理由

()

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市民間賃貸住宅あっせん依頼書

野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施規則第11条の規定により、次の者に民間賃貸住宅のあっせんをお願いします。

あっせんによる民間賃貸住宅情報の提供を受けようとする者

住 所	〒		
氏 名		生年月日	年 月 日

あっせん希望条件 別紙による。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
氏 名
電話番号

野田市民間賃貸住宅居住支援賃貸借契約締結報告書

野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施規則第14条の規定により、次のとおり賃貸借契約を締結しましたので報告します。

契約を締結した住宅	住 所	〒
賃 貸 人	住 所	〒
	氏 名	
協力不動産店名		
入 居 日	年 月 日	
契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号



野田市民間賃貸住宅居住支援保証料助成申請書

野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業実施規則第18条の規定により、助成金の交付を受けたいので申請します。

家 族 状 況 (申請者を除く)	氏 名	申請者との続柄	生 年 月 日	備 考
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
契約物件の住所				
取扱保証会社名				
家賃等保証委託料	円 (内訳)			
金融機関名				
口座番号	普通・当座			
ふりがな				
口座名義人				
助成要件の審査のため、申請者及び申請者が属する世帯全員の市町村民税が非課税であることの確認が必要となります。次の方法のうち、いずれか希望される□に「レ」を記入してください。 <input type="checkbox"/> 市町村民税が非課税であることを証明する書類を添付します。 <input type="checkbox"/> 野田市が保有する市民税に関する情報について、野田市が調査することに同意します。				

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市民間賃貸住宅居住支援保証料助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった、野田市民間賃貸住宅居住支援保証料助成申請
について、次のとおり決定したので通知します。

決 定	交 付 不交付
交 付 金 額	(内訳) 金 円
不 交 付 の 理 由	

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

㊟

野田市老人デイサービスセンター指定管理者指定申請書

野田市 老人デイサービスセンターの指定管理者の指定を受けたいので、事業
計画書及び野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第5条
第2項に規定する書類を添付して申請します。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市老人デイサービスセンター指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで野田市 老人デイサービスセンターの指定管理者の
指定申請のありました件について、野田市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関
する条例施行規則第6条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

(理由)

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市老人デイサービスセンター指定管理者指定通知書

年 月 日付けで野田市 老人デイサービスセンターの指定管理者の
指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市老人デイサービスセ
ンターの設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

記

1 指定期間

2 管理業務の範囲

野田市障がい者職場実習奨励金支給申請書

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
事業所名
申請者 代表者名
電話番号

野田市障がい者職場実習奨励金の支給を受けたいので、野田市障がい者職場実習奨励金支給規則第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請額	円
事業所の事業内容	
実習場所	
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
あっせん機関名	野田市無料職業紹介所 ()
障がい者住所	
障がい者氏名生年月日	年 月 日(歳)
障がいの区分	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 その他

野田市障がい者職場実習内容報告書

障がい者氏名 _____

実 習 日	実習時間帯	実習内容(具体的に記入)
年 月 日()		
年 月 日()		
年 月 日()		
年 月 日()		
年 月 日()		

野田市障がい者職場実習奨励金支給(不支給)決定通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長



年 月 日付けで申請のありました野田市障がい者職場実習奨励金の支給
については、次のとおり決定しましたので通知します。

決定事項	支給	不支給
支給金額	金	円
実習期間	年 月 日から 年 月 日まで	日間
障がい者氏名		
不支給の理由		

野田市障がい者職場実習奨励金支給請求書

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地

事業所名

代表者名



年 月 日付けで支給の決定のあった野田市障がい者職場実習奨励金について、下記のとおり請求します。

記

1 支給請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな 口座名義人	

年 月 日

(宛先) 野田市長

主たる事務
所の所在地
申請者 名 称
代表者氏名

野田市基準該当障害福祉サービス事業所登録申請書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する基準該当障害福祉サービス事業所に係る登録を受けたいので、次のとおり関係書類を添付して申請します。

				事業所所在地市町村番号			
申 請 者	ふり なが 名 称						
	主たる事務所の所在地		郵便番号				
	法人である場合その種別				法人所轄庁		
	連絡先	電話番号			F A X 番号		
	代表者の職、氏名及び 生年月日		ふり なが 氏 名			職 名	
					生 年 月 日	年 月 日	
代 表 者 の 住 所		郵便番号					
登 録 を 受 け よ う と す る 事 業 所	ふり なが 名 称						
	事 業 所 の 所 在 地		郵便番号				
	事 業 等 の 種 類				事業開始 (予定) 年月日	年 月 日	
	同一所在地において行 う 事 業 等 の 種 類				事業開始 (予定) 年月日	年 月 日	
						年 月 日	
				年 月 日			
備 考							

注

- 「事業所所在地市町村番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」、「医療法人」、「一般社団法人」、「一般財団法人」、「株式会社」等の別を記入してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回登録申請をする事業及び既に指定又は登録を受けている事業の種類と事業開始 (予定) 年月日を記載してください。
- 本申請書を提出した事業者は、利用者に代わり、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を受け取ることができます

野田市基準該当障害福祉サービス事業所登録変更届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
 事 業 者 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

		事業所番号									
登録内容を変更した事業所	名 称										
	所 在 地										
	サービスの種類										
変更があった事項		変更の内容									
1	事業所の名称	(変更前)									
2	事業所の所在地										
3	申請者の名称										
4	申請者の主たる事務所の所在地										
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名										
6	登記事項証明書又は条例等(当該登録に関する事業に関するものに限る。)										
7	事業所の平面図、設備の概要等	(変更後)									
8	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴										
10	運営規程										
11	その他()										
変更年月日		年 月 日									

注

- 1 該当項目番号に○を付けてください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

野田市基準該当障害福祉サービス事業廃止(休止・再開)届出書

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
 事 業 者 (所在地)
 氏 名
 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしましたので届け出ます。

	事業所番号																
廃止(休止・再開)する事業所	名 称																
	所 在 地																
	サービスの種類																
廃止(休止・再開)した年月日	年 月 日																
廃止又は休止した理由																	
現に基準該当障害福祉サービスを受けていたものに対する措置(廃止または休止した場合のみ)																	
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで																

注

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制又は形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 廃止(休止・再開)の日から10日以内に届け出てください。

年 月 日

野田市保全樹林地行為届出書

(宛先)野田市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

保全樹林地において、次の行為をしたいので届け出ます。

行 為 の 場 所		
行 為 の 予 定 日	年 月 日	
工 作 物 の 設 置	内 容	
	面 積	
土 地 の 形 質 変 更	内 容	
	面 積	
木 竹 の 伐 採	樹 種	
	数 量	
そ の 他		

第2号様式(第3条)

年 月 日

野田市保全樹林地譲渡予定届

(宛先)野田市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

次のとおり保全樹林地の譲渡の予定をしているので届け出ます。

1 譲渡の理由

2 保全樹林地に関する事項

所在地	地目	地積

第4号様式(第6条第1項)

年 月 日

野田市保全樹林地木竹変更届

(宛先)野田市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

次のとおり保全樹林地内の木竹に変更が生じたので届け出ます。

所 在 地		
変 更 日	年 月 日	
木竹の滅 失又は枯 死	樹種	
	数量	
変 更 の 理 由		

第5号様式(第6条第2項)

年 月 日

野田市保全樹林地土地所有者等変更届

(宛先)野田市長

住 所
届出者 氏 名
電話番号

次のとおり保全樹林地の土地所有者等に変更が生じたので届け出ます。

変更事項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

第6号様式(第8条)

年 月 日

野田市保全樹林地助成金交付申請書

(宛先)野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

保全樹林地に対する助成金の交付を受けたいので申請します。

所在地	地目	地積	固定資産税(都市計画税)の額	保全協定締結の有無

第7号様式(第9条第1項)

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市保全樹林地助成金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度の保全樹林地に対する助成金
について、交付(却下)の決定をしたので通知します。

項 目	面 積	決 定 金 額
固定資産税 (都 市計画税)の額		円
保全協定を締結 した保全樹林地		円
合 計		円

年 月 日

野田市保全樹林地助成金請求書

(宛先)野田市長

住 所
請求者 氏 名
電話番号



次のとおり請求します。

項 目	面 積	請 求 金 額
固定資産税(都市計画税)の額		円
保全協定を締結した保全樹林地		円
合 計		円

金 融 機 関 名	
口 座 番 号	普通 当座
ふ り が な 口 座 名 義 人	-----

年 月 日

(宛先) 野田市長

申請者 住 所
氏 名

野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給申請書

野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金の支給を受けたいので、野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給規則第5条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添付して申請します。

1 支給申請額 金 円

2 申請の内容

グループホーム等	所在地	
	名 称	
	入居日	
家賃の支払額	(年 月分から 年 月分まで) 円	
野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給規則第3条第2号に規定する支給の対象の要件について、野田市保有の公簿等により市の職員が確認することに同意します。 <p style="text-align: right;">申請者氏名 ㊟</p> 注 同意があり公簿等による確認ができるときは、添付書類のうち申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の非課税証明書を省略することができます。		

添付書類

第 号
年 月 日

様

野田市長

⑩

野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給（不支給）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市障がい者グループホーム等
入居者家賃助成金については、次のとおり決定したので、野田市障がい者グル
ープホーム等入居者家賃助成金支給規則第6条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|--------|----|-----|
| 1 | 決定事項 | 支給 | 不支給 |
| 2 | 支給決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 不支給の理由 | | |

年 月 日

(宛先) 野田市長

請求者 住 所
氏 名

野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金支給請求書

野田市障がい者グループホーム等入居者家賃助成金について、次のとおり請求します。

1 支給請求額 金 円

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先)野田市長

申込者 住所
氏名

野田市立あすなる職業指導所利用申込書

野田市立あすなる職業指導所の利用の承認を受けたいので、野田市立あすなる職業指導所の設置及び管理に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり申し込みます。

利用希望者	住所									
	氏名									
	生年月日	年 月 日								
	受給者番号									
監護する者	住所									
	氏名						電話番号			
	利用希望者との関係									
利用を希望するサービス	生活介護				就労継続支援					
緊急連絡先	住所						電話番号			
	氏名						利用希望者との関係			

注 健康診断書を添付してください。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あすなろ職業指導所利用承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった野田市立あすなろ職業指導所の利用について、野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 承認

利用希望者	住 所	
	氏 名	
利用開始年月日	年 月 日	

2 不承認

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あすなる職業指導所措置利用決定通知書

年 月 日付け 第 号で委託のあった野田市立あすなる職業指導所の利用について、野田市立あすなる職業指導所の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

措置委託者	住所	
	氏名	
利用開始年月日	年 月 日	

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あすなる職業指導所利用承認取消通知書

野田市立あすなる職業指導所の利用の承認を取り消したので、野田市立あすなる職業指導所の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 利用承認取消年月日 年 月 日

2 利用の承認を取り消した理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あすなろ職業指導所措置利用取消通知書

年 月 日付け 第 号で貴職から委託を受けたことについて、野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、措置利用の決定を取り消したので通知します。

1 措置利用者氏名

2 措置利用取消年月日

年 月 日

3 措置利用を取り消した理由

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

①

野田市立あすなろ職業指導所指定管理者指定申請書

野田市立あすなろ職業指導所の指定管理者の指定を受けたいので、事業計画書及び野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項に規定する書類を添付して申請します。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あすなろ職業指導所指定管理者選定結果通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、野田市立あすなろ職業指導所の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

(理由)

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立あすなる職業指導所指定管理者指定通知書

年 月 日付けで指定管理者の指定申請のありました件について、下記のとおり指定したので野田市立あすなる職業指導所の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

1 指定期間

2 管理業務の範囲

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付申請書

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金の交付を受けたいので、野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則第6条の規定により、次のとおり関係書類を添付して申請します。

- 1 施設の名称
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類

運 営 費 補 助 金 所 要 額 見 込 調 書

(その1)

施設の名称 _____

(単位 円)

番 号	一人当たりの 補助対象経費 A	一人当たりの 寄附金その他の 収入予定額 B	一人当たりの 報酬の予定額 C	差引額 (A-B-C) D	一人当たりの 補 助 基 準 額 E	補助金の額(D と Eを比較して少な い方の額) F	備考
合 計							

注

- 1 番号の欄は、対象者の内訳の障がい者等の番号を記入すること。
- 2 A欄は、障がい者等に係る補助対象経費の支出予定額を記入すること。
- 3 C欄は、対象者の内訳の a 欄の金額を記入すること。
- 4 E欄は、対象者の内訳の d 欄の金額を記入すること。
- 5 備考欄は、障がい者等に入退居の異動があった場合に、その内容を記入すること。

(その2)

対象者の内訳

障がい者等の氏名 _____ 区分 _____ 番号 _____
(単位 円)

利用月	利用日数	世話人の配置	入居定員	一人当たりの報酬の額		一人当たりの補助基準月額 c	一人当たりの補助基準額 (c-b) d
				報酬月額 a	aのうち共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算の額 b		
月	日		人				
月	日		人				
月	日		人				
月	日		人				
月	日		人				
月	日		人				
合計							

注 a 欄は、算定基準により算定した費用の額を記入すること。

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付（不交付）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市障がい者等グループホーム運営費補助金については、次のとおり決定したので、野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則第7条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|--------|-----|-----|
| 1 | 施設の名称 | | |
| 2 | 決定事項 | 交 付 | 不交付 |
| 3 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 4 | 不交付の理由 | | |

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
補助
事業者 法人名
代表者氏名

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金実績報告書

年 月 日付 第 号により交付の決定のあった野田市障がい者等グループホーム運営費補助金について、野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則第8条の規定により、次のとおり関係書類を添付して実績報告します。

- 1 施設の名称
- 2 添付書類

運 営 費 補 助 金 所 要 額 調 書

施設の名称 _____

(単位 円)

番号	一人当たりの補助対象経費 A	一人当たりの寄附金その他の収入額 B	一人当たりの報酬の額 C	差引額 (A-B-C) D	一人当たりの補助基準額 E	補助金の額 (DとEを比較して少ない方の額) F	交付決定額 G	差引不足額 (F-G)H	備考
							/	/	
合計									

注 本様式は、運営費補助金所要額見込調書に準じて作成すること。

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした野田市障がい者等グループホーム運営費補助金については、次のとおり確定したので、野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付規則第9条の規定により通知します。

- 1 施設の名称
- 2 交付確定額 金 円

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
補助
事業者 法人名
代表者氏名

⑩

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金交付請求書

野田市障がい者等グループホーム運営費補助金について、次のとおり請求します。

- 1 施設の名称
- 2 交付請求額 金 円
- 3 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地

申請者 団体の名称

代表者氏名

野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付申請書

野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

整備計画書

- 1 整備する場所
- 2 施工計画
 - (1) 契約予定年月日
 - (2) 着工予定年月日
 - (3) 竣工予定年月日
- 3 収支計画
 - (1) 収入
 - ア 市からの補助金
 - イ 団体の自己資金
 - ウ その他
 - (2) 支出
 - ア 総整備費
 - イ 補助対象経費

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金については、次のとおり決定したので、野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付規則第5条の規定により通知します。

- | | |
|----------|--------|
| 1 決定事項 | 交付 不交付 |
| 2 交付決定額 | 円 |
| 3 不交付の理由 | |

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地

交付決定者 団体の名称

代表者氏名

野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更後の交付申請額 円
- 2 変更の内容

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金については、次のとおり承認したので、野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付規則第8条の規定により通知します。

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 変更の内容

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地

交付決定者 団体の名称

代表者氏名

野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金について、関係書類を添付して実績報告します。

整備報告書

- 1 整備した場所
- 2 施工期間
 - (1) 契約年月日
 - (2) 着工年月日
 - (3) 竣工年月日
- 3 収支
 - (1) 収入
 - ア 市からの補助金
 - イ 団体の自己資金
 - ウ その他
 - (2) 支出
 - ア 総整備費
 - イ 補助対象経費

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金については、次のとおり確定したので、野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付規則第10条の規定により通知します。

交付確定額

円

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地

請求者 団体の名称

代表者氏名



野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金交付請求書
野田市グラウンド・ゴルフ場等整備費補助金について、次のとおり請求します。

1 請求する補助金の額 円

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先) 野田市長

所 在 地

申請者 法 人 名

代表者氏名

野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金交付申請書

野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金所要額見込調書

(その1)

法人名 _____

(単位 円)

補助事業区分	補助対象経費 A	寄附金その他の 収入予定額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	補助金の額 (C と D とを比較し て少ない方の額) E	備考
終日型短期入所						
夜間型短期入所						
合 計						

注 D 欄は、対象者の内訳の c 欄の合計の額を記入すること。

第 号
年 月 日

様

野田市長

⑩

野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金交付
(不交付) 決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金については、次のとおり決定したので、野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金交付規則第6条の規定により通知します。

- | | | | |
|---|--------|-----|-----|
| 1 | 決定事項 | 交 付 | 不交付 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 不交付の理由 | | |

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
補助
事業者 法人名
代表者氏名

野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金実績
報告書

年 月 日付 第 号により交付の決定のあった野
田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金について、関係書類
を添付して実績報告します。

野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金所要額調書

(その1)

補助事業者 _____

(単位 円)

区分	補助対象経費 A	寄附金その他の収入額 B	差引額 (A-B) C	補助基準額 D	補助金の額 (CとDとを 比較して少 ない方の額) E	交付決定額 F	差引不足額 (E-F) G	備考
終日型短期入所								
夜間型短期入所								
合計								

注 本様式は、野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金所要額見込調書に準じて作成すること。

第 号
年 月 日

様

野田市長

⑩

野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金交付額
確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした野
田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金については、次のと
おり確定したので、野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助
金交付規則第8条の規定により通知します。

交付確定額 金 円

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地

請求者 法人名

代表者氏名

⑩

野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金交付
請求書

野田市重症心身障がい児等短期入所特別支援事業補助金について、次の
とおり請求します。

- 1 交付請求額 金 円
- 2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
請求代表者 氏 名
電話番号



住民投票実施請求書

住民投票の実施を次のとおり請求します。

1 請求事項

について賛成又は反対を問う住民投票

2 請求の趣旨(1,000字以内で記載すること。)

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
請求代表者 氏 名 ㊟
電話番号

住民投票実施請求代表者証明書交付申請書

住民投票実施請求代表者証明書の交付を受けたいので、住民投票実施請求書を添付して申請します。

住民投票実施請求代表者証明書

次の者は、
住民投票の実施請求代表者であることを証明します。

について賛成又は反対を問う

住 所	氏 名

なお、
総数の10分の1の数は、

年 月 日

野田市長



(その1)

(表紙)

年 月 日
(第 号)

住民投票実施請求者署名簿

について賛成又は反対を問う住民投票

備考

- 1 本署名簿を2冊以上作成したときは、各署名簿に通ずる一連の番号を付さなければならない。
- 2 住民投票実施請求書(写)及び住民投票実施請求代表者証明書(写)又は住民投票実施請求署名等収集委任状は、これを表紙の次につづり込むものとする。

(その2)

有効又は無効の印	番号	署名年月日	住 所	生年月日	氏 名	印	代筆をした場合(身体の故障その他の理由により署名簿に署名することができないときのみ代筆ができます。)				備 考
							代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名	代筆者の印	
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			
		年 月 日	野田市	年 月 日			野田市	年 月 日			

注 署名等の審査が終了した後、野田市住民投票条例第11条第2項の規定により、この署名簿の縦覧を行います。

住民投票実施請求署名等収集委任状

次の者に対し、
民投票の実施の請求のための署名等を求めることを委任する。

について賛成又は反対を問う住民投票に関して、住民投票実施請求者署名簿に住

受 任 者 の 氏 名	
住 所	

年 月 日

請求代表者 氏 名



備考 請求代表者が2人以上あるときは、全ての請求代表者の氏名を記載し、押印をすること。

年 月 日

(宛先)野田市長

請求代表者 氏 名



署名等収集委任届

次の者に、署名等の収集を委任したので届け出ます。

1 請求事項

について賛成又は反対を問う住民投票

2 受任者

氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
委任の年月日	
氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
委任の年月日	
氏 名	
住 所	
生 年 月 日	
委任の年月日	

備考 請求代表者が2人以上あるときは、全ての請求代表者の氏名を記載し、押印をすること。

年 月 日

(宛先)野田市長

住 所
申込者
氏 名

野田市立こぶし園利用申込書

野田市立こぶし園の利用の承認を受けたいので、次のとおり申し込みます。

利用希望者	住 所									
	氏 名									
	生 年 月 日	年 月 日								
	受給者番号									
監護する者	住 所									
	氏 名						電話番号			
	利用希望者との関係									
緊急連絡先	住 所						電話番号			
	氏 名						利用希望者との関係			

注 健康診断書を添付してください。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立こぶし園利用承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった野田市立こぶし園の利用について、野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 承認

利用希望者	住 所	
	氏 名	
利用開始年月日	年 月 日	

2 不承認

理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立こぶし園措置決定通知書

年 月 日付け 第 号で貴職から委託の依頼のあった野田市立こぶし園の利用について、野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、次のとおり通知します。

被措置者	住 所	
	氏 名	
利用開始年月日	年 月 日	

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立こぶし園利用承認取消通知書

野田市立こぶし園の利用の承認を取り消したので、野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり通知します。

利 用 者	住 所	
	氏 名	
利用承認取消年月日	年 月 日	
利用の承認を取り消した理由		

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長



野田市立こぶし園措置取消通知書

年 月 日付け 第 号で貴職から委託の依頼を受けたことについて、野田市立こぶし園の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により、措置の決定を取り消したので通知します。

被措置者	住 所	
	氏 名	
措置取消年月日	年 月 日	
措置を取り消した理由		

年 月 日

(宛先)野田市長

住所
申請者 氏名 印
電話番号

野田市土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書
土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可を受けたいので、次のとおり関係図書を添付して申請します。

建築行為等	事業名	土地区画整理事業			
	場所	野田市	番地	街区	
	種別	建築行為 土地形質変更の行為 物件の設置又は堆積の行為			
	概要	工事の種別	新築 改築 増築 移転 大規模の修繕 その他()		
		構造	木造 石造 ブロック造 鉄骨造 鉄筋コンクリート造 その他()		
		階数	地下	階	地上 階
		用途又は目的	住宅 店舗 工場 倉庫 旅館 浴場 飲食店 事務所 その他()		
		数量又は規格	建築面積	平方メートル	
	延べ面積		平方メートル		
	期間	許可の日から	日以内着工		
着工の日から		日以内完了予定			
敷地との関連	自己所有地 借地 保留地 占用許可地 その他()				
その他必要な事項					
土地所有者の承諾	住所 氏名	印			

年 月 日

(宛先)野田市長

土地区画整理事業
施行者

印

野田市土地区画整理事業施行地区内建築行為等に関する意見書
土地区画整理法第76条第2項の施行者の意見は、次のとおりです。

建築行為等の概要	場 所	従前の土地 野田市 仮換地 街区 底地 野田市
	事業との関係	1 年度事業施行予定区域内 2 事業年度未定区域内
	換地との関係	1 換地設計未了区域内 2 仮換地決定区域内 3 仮換地指定区域内 4 仮換地使用開始済み区域内
	敷地面積	整理前敷地面積 平方メートル 整理後敷地面積(仮換地) 平方メートル
	公共用地との関係	1 道路計画線にメートル突出 2 公園広場等の予定地内
物件の移転の難易	1 構造上容易 2 構造上困難 3 敷地と建築物との関係上困難 4 その他工法上困難(重量物等で移転困難なものを含む。)	
申請者	住所 氏名	
土地所有者	住所 氏名	
その他参考事項		
意見書	1 事業施行上支障なし 2 事業施行上支障があるが次の条件を付して許可 () 3 事業施行上支障があるので不許可 4 その他()	
意見を付した理由		

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可(不許可)通知書

年 月 日付けで申請のあった土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等については、次のとおり決定したので、野田市土地区画整理事業の施行地区内における建築行為等の許可に関する規則第4条の規定により通知します。

- 1 決定事項 許可 不許可
- 2 許可の条件
- 3 不許可の理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(宛先)野田市長

所在地
申請者 名 称
代表者氏名

野田市指定特定相談支援事業者等指定申請書

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業所又は児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業所に係る指定を受けたいので、次のとおり申請します。

申請者 (設置者)	ふ り が な 名 称										
	主たる事務所の所在地										
	法人である場合その種別		法人所轄庁								
	連絡先	電話番号	FAX番号								
	代表者の職及び氏名		職名	ふりがな 氏名							
	代表者の住所										
指定を受けようとする事業の種類	ふ り が な 事業所の名称										
	事業所の所在地										
	事業の種類	実施事業	指定申請をする事業等の 事業開始予定年月日				備 考				
	特定相談支援事業										
	障害児相談支援事業										
既に特定相談支援事業の指定を受けている場合は、記載してください。											
事業所番号										指定年月日	
既に地域相談支援事業(地域移行支援)の指定を受けている場合は、記載してください。											
事業所番号										指定年月日	
既に地域相談支援事業(地域定着支援)の指定を受けている場合は、記載してください。											
事業所番号										指定年月日	
介護保険法の居宅介護支援事業の指定を受けている場合は、記載してください。											
事業所番号										指定年月日	
介護保険法の介護予支援事業の指定を受けている場合は、記載してください。											
事業所番号										指定年月日	

備考

- 「法人である場合その種別」欄には、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「実施事業」欄には、今回申請をする相談支援事業の種類に「○」を記載してください。
- 「障害児相談支援事業」の指定を申請する場合は、「特定相談支援事業」の申請も合わせて申請してください。

様

野田市長

印

野田市指定特定相談支援事業者等指定決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市指定特定相談支援事業者等の指定については、次のとおり決定したので、野田市指定特定相談支援事業者等の指定等に関する規則第2条第2項の規定により通知します。

1 決定事項 指定 却下

2 指定の内容

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定年月日	年 月 日
指定有効期間満了日	年 月 日
事業開始年月日	年 月 日
事業の種類	
事業の主たる対象者	
事業所番号	

3 却下の理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(宛先)野田市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

野田市指定特定相談支援事業者等変更届出書

次のとおり指定を受けた内容を変更したので届け出ます。

		事業所番号								
指定内容を変更した事業所		名 称								
		所 在 地								
変更があった事項		変更前	変更後							
1	事業所(施設)の名称									
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)									
3	申請者(設置者)の名称									
4	主たる事務所の所在地									
5	代表者の氏名及び住所									
6	定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本(当該指定に係る事業に関するものに限る。)									
7	事業所の平面図及び設備の概要									
8	事業所の管理者の氏名及び住所									
9	指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の提供に当たる者の氏名及び住所									
10	主たる対象者									
11	運営規程									
12	その他()									
変更年月日		年 月 日								

備考

- 1 該当項目番号に○を付してください。
- 2 変更内容が分かる書類を添付してください。
- 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

年 月 日

(宛先)野田市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

野田市指定特定相談支援事業者等廃止(休止・再開)届出書

次のとおり事業の廃止(休止・再開)をしたので届け出ます。

	事業所番号									
廃止(休止・再開)する事業所	名称									
	所在地									
廃止(休止・再開)した年月日	年 月 日									
廃止(休止)した理由										
現に指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を受けていた者に対する措置(廃止(休止)した場合のみ)										
休止予定期間	年 月 日から 年 月 日まで									

注

- 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、変更内容が分かる書類を添付してください。
- 2 再開の日から10日以内に届け出てください。
- 3 廃止(休止)の日の1月前までに届け出てください。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地、名称及び代表者氏名 〕

野田市小規模専用水道工事確認申請書

小規模専用水道の工事の確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添付して申請します。

- 1 施設の名称
- 2 施設の所在地
- 3 確認の種類
- 4 添付書類

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名 〕

野田市小規模専用水道給水開始届出書

給水を開始したいので、次のとおり届け出ます。

- 1 確認番号及び確認年月日 第 号
年 月 日
- 2 給水開始予定年月日 年 月 日
- 3 水質検査の結果 別紙のとおり

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

氏 名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地、名称及び代表者氏名 〕

野田市小規模専用（簡易専用）水道変更届出書

小規模専用（簡易専用）水道の変更をしたいので、次のとおり届け出ます。

- 1 水道の区分 小規模専用水道 小規模簡易専用水道
- 2 確認番号及び年月日（届出年月日）
- 3 施設（区域）の名称及び所在地
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更事項 旧
新

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地、名称及び代表者氏名 〕

野田市小規模専用（簡易専用）水道廃止届出書

小規模専用（簡易専用）水道の廃止をするので、次のとおり届け出ます。

- 1 水道の区分 小規模専用水道 小規模簡易専用水道
- 2 確認番号及び年月日（届出年月日）
- 3 施設（区域）の名称及び所在地
- 4 廃止予定年月日 年 月 日
- 5 廃止の理由

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地、名称及び代表者氏名 〕

野田市小規模簡易専用水道給水開始届出書

小規模簡易専用水道の給水を開始したので、関係書類を添付して届け出ます。

添付書類

表

第 号	
身 分 証 明 書	
職 名	
氏 名	
上記の者は、野田市小規模水道条例第17条の規定により立入検査を行うことができる者であることを証する。	
年 月 日	野田市長印

8.5 cm

6.0 cm

裏

野田市小規模水道条例（平成25年野田市条例第 号）抄
（報告の徴収及び立入検査）

第17条 市長は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模専用水道の設置者から必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模専用水道の工事現場、事務所若しくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）を検査させることができる。

2 市長は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者から小規模簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地

申請者 法人名

代表者氏名

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金

交付申請書

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 保育所の名称
- 2 交付申請額 円
- 3 添付書類

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業計画書

- 1 保育所の名称及び所在地
- 2 設置主体及び経営主体
- 3 事業の目的及び効果
- 4 施設の規模及び構造
 - (1) 敷地の面積 m²
 - (2) 敷地の所有関係 自己所有地 借地 取得予定地
 - (3) 建物の面積 建築面積 m² 延べ床面積 m²
 - (4) 建物の構造 造 階建
- 5 補助対象経費内訳

合計	円
----	---
- 6 総事業費
 - (1) 当該補助金 円
 - (2) 寄附金その他の収入額 円
 - (3) 自己資金（借入金を含む。） 円
 - (4) 合計 円
- 7 施工計画
 - (1) 契約予定年月日
 - (2) 着工予定年月日
 - (3) 竣工予定年月日
- 8 開設予定年月日

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
交付決定者 法人名
代表者氏名

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金について、次の
とおり変更したいので申請します。

- 1 保育所の名称
- 2 変更交付申請額 円
- 3 変更の内容

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金
変更承認（不承認）通知書

年 月 日付で変更の申請のあった野田市保育の実施の継続
のための私立保育所緊急整備事業補助金については、次のとおり決定したので、
野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金交付規則第8
条の規定により通知します。

- 1 保育所の名称
- 2 決定事項 承認 不承認
- 3 変更後の交付決定額 円
- 4 不承認の理由

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
交付決定者 法人名
代表者氏名

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業中止届出書
年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金について、次の
とおり中止したいので届け出ます。

- 1 保育所の名称
- 2 中止の理由

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した野田市保育
の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金については、次のとおり
決定したので、野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助
金交付規則第9条第2項の規定により通知します。

- 1 保育所の名称
- 2 取り消した理由

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地

交付決定者 法人名

代表者氏名

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金

実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金について、次の
とおり関係書類を添付して実績報告します。

- 1 保育所の名称
- 2 添付書類

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業報告書

- 1 保育所の名称及び所在地
- 2 設置主体及び経営主体
- 3 事業の目的及び効果
- 4 施設の規模及び構造
 - (1) 敷地の面積 m²
 - (2) 敷地の所有関係 自己所有地 借地
 - (3) 建物の面積 建築面積 m² 延べ床面積 m²
 - (4) 建物の構造 造 階建
- 5 補助対象経費内訳
 - 合計 円
- 6 総事業費
 - (1) 当該補助金 円
 - (2) 寄附金その他の収入額 円
 - (3) 自己資金（借入金を含む。） 円
 - (4) 合計 円
- 7 施工期間
 - (1) 契約年月日
 - (2) 着工年月日
 - (3) 竣工年月日
- 8 開設予定年月日

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金
交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした野田
市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金については、次の
とおり確定したので、野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事
業補助金交付規則第11条の規定により通知します。

- 1 保育所の名称
- 2 交付確定額 円

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
請求者 法人名
代表者氏名 ㊟

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金
交付請求書

野田市保育の実施の継続のための私立保育所緊急整備事業補助金について、
次のとおり請求します。

- 1 保育所の名称
- 2 交付請求額 円
- 3 振込先

金融機関名	銀行	支店
口座番号		
ふりがな 口座名義人		

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
情報提供者 氏 名
電話番号

野田市空家等に関する情報提供書

次のとおり空家等に関する情報を提供します。

空 家 等 の 場 所	
空 家 等 の 状 態	

年 月 日

様

野田市長

⑨

野田市空家等急迫危険に関する通知書

次の空家等について、急迫した危険があるため、次の急迫した危険を防止するために必要な措置を講ずるよう野田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

年 月 日までに次の措置をとることができない場合であって、市長が当該危険を防止するために必要な緊急措置を講ずること及び当該緊急措置に要した費用を負担することに同意するときは、同日までに野田市空家等緊急措置に関する同意書を提出してください。

1 対象となる空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 調査年月日 年 月 日

3 調査の結果

4 必要な措置の内容

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
同意者 氏 名
電話番号

野田市空家等緊急措置に関する同意書

次の空家等について、速やかに急迫した危険を防止するために必要な次の措置をとることができないため、貴職が当該危険を防止するために必要な緊急措置を講ずること及び当該緊急措置に要した費用を負担することに同意します。

- 1 対象となる空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 必要な措置の内容
- 3 措置をとることができない理由

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市空家等の適切な管理に関する助言（指導）書

次の空家等について、野田市空家等の適切な管理に関する条例第2条第2項に規定する管理不全な状態の空家等に該当するため、同条例第5条の規定により次のとおり適切な管理に必要な措置について助言（指導）します。

- 1 対象となる管理不全な状態の空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 助言（指導）に係る措置の内容
- 3 助言（指導）に至った事由

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市特定空家等寄附申出書

特定空家等の寄附について次のとおり申し出ます。

- 1 特定空家等の所在地
- 2 寄附を申し出る理由
- 3 添付書類

同意書

市税の納付状況について、野田市の保有する公簿等により市の職員が確認することに同意します。

申請者 氏 名

⑩

注 同意があり公簿等により確認できるときは、添付書類のうち市税に関する納税証明書の提出を省略することができます。

年 月 日

様

野田市長

⑩

勧告書

今、あなたが行っている行為又は行った行為は、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第8条の規定に違反します。

直ちにその行為をやめることを同条例第9条の規定により勧告します。

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

告知・弁明書

あなたは、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第8条の規定に違反したので、同条例第13条の規定により過料処分となります。

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話		

違反に関する事実

違反の内容	<input type="checkbox"/> 路上喫煙禁止行為		
	<input type="checkbox"/> ポイ捨て禁止行為		
	<input type="checkbox"/> 飼い犬等の排泄物等放置禁止行為		
	<input type="checkbox"/> 落書き禁止行為		
違反の日時 及び場所	日時	年 月 日 () 午前 午後 時 分頃	
	場所	野田市	

弁 明	下記のとおり弁明します。	
	内容	
	署名	

第 年 月 日 号

様

野田市長

印

過料処分通知書

住 所			
氏 名		生 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	自宅・勤務先・携帯電話		

あなたは、次のとおり野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第8条に規定する禁止行為をし、同条例第9条の勧告に従いませんでした。
よって、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第13条の規定により金 円の過料に処します。

違反に関する事実

違反の内容	<input type="checkbox"/>	路上喫煙禁止行為
	<input type="checkbox"/>	ポイ捨て禁止行為
	<input type="checkbox"/>	飼い犬等の排泄物等放置禁止行為
	<input type="checkbox"/>	落書き禁止行為
違反の日時	日時	年 月 日 () 午前 午後 時 分頃
及び場所	場所	野田市

別途現金又は納入通知書によりお支払いください。

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

表

第 号	身 分 証 明 書	
写真	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
上記の者は、野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例第9条に規定する指導及び勧告並びに第13条に規定する過料の処分に従事する職員であることを証明する。		
年 月 日		野田市長印

6 cm

9 cm

裏

野田市ポイ捨て等禁止及び環境美化を推進する条例（平成9年野田市条例第5号）抄

（禁止行為）

第8条 何人も公共の場所において次の行為をしてはならない。

(1) 路上喫煙をすること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 公共の場所の管理者が指定した場所において喫煙する場合

イ 道路において、他の通行の妨げとならない場所に停止し、かつ、携帯用灰皿（携帯用たばこの灰及び吸い殻を収納するために製造された容器で、その収納口を閉じることができるものをいう。）を使用し、喫煙する場合

(2) ポイ捨てをすること。

(3) 飼い犬等の排泄物等を放置すること。

(4) 落書きをすること。

(5) 置き看板、のぼり旗、はり札等を放置（設置する権限のない場所に設置する場合は、放置とみなす。）すること。

（指導及び勧告）

第9条 市長は、前条の規定に違反した者に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるよう指導し、又は勧告することができる。

（罰則）

第13条 重点区域において、第8条第1号から第4号までに掲げる行為をした者であつて、第9条の規定による勧告に従わなかったものは、2万円以下の過料に処する。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市子育て短期支援事業利用申請書

野田市子育て短期支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 の 内 容		1 宿泊	2 日帰り	3 夜間
利用 対象 児童	ふりがな 氏 名			
	生 年 月 日			
	続柄及び性別		男 女	男 女
	学校等の名称			
	学校等の状況			
	健 康 状 態			
	生 活 状 況			
利用したい理由及び利用希望期間				
理 由	疾病 出産 冠婚葬祭 事故 災害 失踪 出張 看護 育児疲れ 育児不安 その他 ()			
期 間	年 月 日 時から 年 月 日 時まで			
世帯の区分	1 生活保護受給世帯 2 市町村民税非課税世帯 3 その他の世帯 上記事実関係を、野田市保有の公簿等により市の職員が確認することに同意します。 申請者氏名 (印)			

注 期間は7日を限度とします。利用の可否を判断するため、必要と認める書類を添付していただく場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市子育て短期支援事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました野田市子育て短期支援事業の利用について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1 決定

利用の内容	1 宿泊	2 日帰り	3 夜間
利用児童氏名			
利用期間	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	
利用者負担金	円		
備考			

2 却下

理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市子育て短期支援事業利用期間変更申請書

野田市子育て短期支援事業の利用期間を変更したいので、次のとおり申請します。

利用 対象 児童	氏 名	続柄	生 年 月 日	性 別	学校等 の名称	備考
				男 女		
				男 女		
				男 女		
変更の理由						
変更の 内 容	旧	利用の内容	1 宿泊	2 日帰り	3 夜間	
		利用期間	年 月 日	時から	時まで	
	新	利用の内容	1 宿泊	2 日帰り	3 夜間	
		利用期間	年 月 日	時から	時まで	

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市子育て短期支援事業利用期間変更決定（却下）通知書
年 月 日付けで申請のありました野田市子育て短期支援事業
の利用期間の変更について、次のとおり決定（却下）したので通知します。

1 決定

利用児童氏名					
利用期間	変更前	利用の内容	1 宿泊	2 日帰り	3 夜間
		利用期間	年 月 日	時から	時まで
	変更後	利用の内容	1 宿泊	2 日帰り	3 夜間
		利用期間	年 月 日	時から	時まで
利用者負担金	変更前			円	
	変更後			円	
備考					

2 却下

理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

野田市子育て短期支援事業利用者負担金減免申請書

野田市子育て短期支援事業利用者負担金を納付することができないので、次のとおり利用者負担金の減免を申請します。

利 用 の 内 容	1 宿泊	2 日帰り	3 夜間
利 用 児 童 氏 名			
利 用 期 間	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	
利 用 者 負 担 金			円
申 請 理 由			

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市子育て短期支援事業利用者負担金減免決定（却下）通知書

年 月 付けで申請のありました利用者負担金の減免について、次のとおり決定したので、野田市子育て短期支援事業の実施に関する規則第9条第3項の規定により通知します。

決 定 事 項	決 定 却 下	
利 用 児 童 氏 名		
決 定 の 内 容		
却 下 の 場 合 の 理 由		
摘 要		

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市子育て短期支援事業利用決定取消通知書

次のとおり野田市子育て短期支援事業の利用決定を取り消します。

児 童 氏 名			
取消利用期間	年 月 日 時から	年 月 日 時まで	
取消しの理由			
備 考			

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ⑩

野田市家庭的保育事業等認可申請書

家庭的保育事業等を行うための認可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 事業の種類
- 2 家庭的保育事業等の事業所の名称及び所在地
- 3 事業開始の予定年月日
- 4 添付書類

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市家庭的保育事業等認可（不認可）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました家庭的保育事業等に係る認可については、次のとおり決定したので、野田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第3条の規定により通知します。

- 1 決定事項 認可 不認可
- 2 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名 ⑩

野田市家庭的保育事業等認可事項変更届

家庭的保育事業等を行うための認可の変更について、次のとおり届け出ます。

- 1 事業の種類
- 2 家庭的保育事業等の事業所の名称及び所在地
- 3 変更事項
- 4 添付書類

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 名称
代表者氏名

印

野田市家庭的保育事業等廃止（休止）承認申請書

家庭的保育事業等を廃止（休止）したいので、次のとおり申請します。

- 1 事業の種類
- 2 家庭的保育事業等の事業所の名称及び所在地
- 3 廃止（休止）の理由
- 4 現に保育を受けている児童に対する措置
- 5 廃止予定年月日又は休止予定期間
- 6 廃止しようとする場合は、財産の処分に関する事項

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市家庭的保育事業等廃止（休止）承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました家庭的保育事業等に係る廃止（休止）については、次のとおり決定したので、野田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第6条の規定により通知します。

- 1 決定事項 承認 不承認
- 2 理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市家庭的保育事業等改善勧告書

年 月 日付け 第 号で認可した家庭的保育事業等について、野田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく基準に適合していないため、児童福祉法第34条の17第3項の規定により次の期限までに当該基準に適合するための必要な措置を講ずるよう勧告します。

- 1 家庭的保育事業等の事業所の名称及び所在地
- 2 必要な措置の内容
- 3 必要な措置を講ずる期限

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市家庭的保育事業等改善命令書

次の家庭的保育事業等について、 年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、当該措置が採られていないため、児童福祉法第34条の17第3項の規定により次の期限までに必要な措置を講ずるよう命令します。

- 1 家庭的保育事業等の事業所の名称及び所在地
- 2 必要な措置の内容
- 3 必要な措置を講ずる期限

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市家庭的保育事業等制限（事業停止）命令書

児童福祉法第34条の17第4項の規定により家庭的保育事業等を制限（事業停止）するよう命令します。

- 1 家庭的保育事業等の事業所の名称及び所在地
- 2 家庭的保育事業等の制限（事業停止）の内容、理由及び期間

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市家庭的保育事業等認可取消通知書

児童福祉法第58条第2項の規定により家庭的保育事業等の認可を取り消したので、野田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第8条の規定により通知します。

- 1 事業の種類
- 2 家庭的保育事業等の事業所の名称及び所在地
- 3 認可年月日
- 4 取消しの理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金交付申請書

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請
します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市野田点訳奉仕会事業費補助金について、次のとおり変更したいので申請し
ます。

- 1 変更後の交付申請額 円
- 2 変更の内容

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった野田市野田点訳奉仕会事業費補助金については、次のとおり決定したので、野田市野田点訳奉仕会事業費補助金交付規則第8条の規定により通知します。

- | | | |
|-------------|----|-----|
| 1 決定事項 | 承認 | 不承認 |
| 2 変更後の交付決定額 | | 円 |
| 3 不承認の理由 | | |

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名 ⑩

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金概算払請求書

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金について、次のとおり請求します。

- 1 概算払請求額 円
- 2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
交付決定者 団体名
代表者氏名

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市野田点訳奉仕会事業費補助金について、次のとおり実績報告します。

添付書類

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした野田市野田点訳奉仕会事業費補助金については、次のとおり確定したので、野田市野田点訳奉仕会事業費補助金交付規則第11条の規定により通知します。

交付確定額 円

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名 ⑩

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金交付請求書

野田市野田点訳奉仕会事業費補助金について、次のとおり請求します。

- 1 交付請求額 円
- 2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

野田市朗読グループあいの会事業費補助金交付申請書

野田市朗読グループあいの会事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

野田市朗読グループあいの会事業費補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市朗読グループあいの会事業費補助金について、次のとおり変更したいので
申請します。

- 1 変更後の交付申請額 円
- 2 変更の内容

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市朗読グループあいの会事業費補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった野田市朗読グループあいの会事業費補助金については、次のとおり決定したので、野田市朗読グループあいの会事業費補助金交付規則第8条の規定により通知します。

- 1 決定事項 承認 不承認
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 不承認の理由

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名 ㊟

野田市朗読グループあいの会事業費補助金概算払請求書
野田市朗読グループあいの会事業費補助金について、次のとおり請求します。

- 1 概算払請求額 円
2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
交付決定者 団体名
代表者氏名

野田市朗読グループあいの会事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市朗読グループあいの会事業費補助金について、次のとおり実績報告します。

添付書類

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市朗読グループあいの会事業費補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした野田
市朗読グループあいの会事業費補助金については、次のとおり確定したので、
野田市朗読グループあいの会事業費補助金交付規則第11条の規定により通知
します。

交付確定額 円

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名 ㊟

野田市朗読グループあいの会事業費補助金交付請求書
野田市朗読グループあいの会事業費補助金について、次のとおり請求します。

- 1 交付請求額 円
2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

別記第1号様式（第4条）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

野田市教育研究会補助金交付申請書

野田市教育研究会補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

第3号様式（第7条）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

野田市教育研究会補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市教育研究会補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更後の交付申請額 円
- 2 変更の内容

第4号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

野田市長

Ⓜ

野田市教育研究会補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった野田市教育研究会補助金
については、次のとおり決定したので、野田市教育研究会補助金交付規則第8
条の規定により通知します。

- 1 決定事項 承認 不承認
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 不承認の理由

第5号様式（第9条）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名

野田市教育研究会補助金概算払請求書

野田市教育研究会補助金について、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 円

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

第6号様式（第10条）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
交付決定者 団体名
代表者氏名

野田市教育研究会補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市教育研究会補助金について、次のとおり実績報告します。

添付書類

第7号様式（第11条）

第 号
年 月 日

様

野田市長

⑩

野田市教育研究会補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした野田市教育研究会補助金については、次のとおり確定したので、野田市教育研究会補助金交付規則第11条の規定により通知します。

交付確定額

円

第8号様式（第12条第1項）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名

野田市教育研究会補助金交付請求書

野田市教育研究会補助金について、次のとおり請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地

申請者 事業者名称

代表者氏名

野田市介護保険居宅介護福祉用具購入費等申請及び受領委任払い取扱事業者登録申請書

野田市介護保険福祉用具購入費等申請及び受領委任払い取扱事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事業者番号										
ふりがな										
事業者名称										
所在地										
代表者氏名									電話番号	
事業開始日	年 月 日								FAX 番号	
営業時間・休業日										
従業員数	人									

野田市介護保険居宅介護福祉用具購入費等申請及び受領委任払い取扱事業者登録証

登録番号

事業者番号

所在地

事業者名称

代表者氏名

登録日

上記の者は、野田市居宅介護福祉用具購入費等申請及び受領委任払い取扱事業者として登録されていることを証する。

年 月 日

野田市長

㊟

年 月 日

居宅介護福祉用具購入費等の申請及び受領に係る委任状

私は、次の者に、次の居宅介護福祉用具購入費等の申請及び受領に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

委任者

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

受任者

所 在 地 _____

事業者名称 _____

代表者氏名 _____

購入年月日	年 月 日
福祉用具購入費用	
購入した福祉用具の内容	1 腰掛便座 2 入浴補助用具 3 自動排泄処理装置の交換可能部品 4 簡易浴槽 5 移動用リフトのつり具 6 その他 ()

年 月 日

居宅介護福祉用具購入費等に係る確認書

被保険者 様

所在地
事業者名称
代表者氏名
電話番号

福祉用具購入額 内訳

商 品 名 (上段)	販売金額 (上段)
製造会社名 (中段)	保険給付額 (中段：小数点以下切捨て)
購入年月日 (下段)	自己負担額 (下段：販売金額－保険給付額)
	① 円
	② 円
年 月 日	③ 円
	④ 円
	⑤ 円
年 月 日	⑥ 円
	⑦ 円
	⑧ 円
年 月 日	⑨ 円

購入金額合計 (①+④+⑦) _____円

保険給付額合計 (②+⑤+⑧) _____円

自己負担額合計 (③+⑥+⑨) _____円

利用者確認欄

上記の内容で購入したことを確認しました。

年 月 日

確認者 被保険者氏名 _____ ㊟

(本人が確認できない場合の) 代理人氏名 _____ ㊟

(続柄：被保険者の)

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地

届出者 事業者名称

代表者氏名

野田市介護保険居宅介護福祉用具購入費等申請及び受領委任払い取扱事業者登録変更届出書

野田市介護保険居宅介護福祉用具購入費等申請及び受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり事業の内容を変更するので届け出ます。

登録事業者	登録番号	
	事業者番号	
	所在地	
	事業者名称	電話番号
	代表者氏名	
変更年月日	年 月 日	
変更する内容		
変更する理由		

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地

届出者 事業者名称

代表者氏名

野田市介護保険居宅介護福祉用具購入費等申請及び受領委任払い取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書

年 月 日付け 第 号により登録の決定を受けた野田市介護保険居宅介護福祉用具購入費等申請及び受領委任払い取扱事業者の登録について、次のとおり事業を廃止（休止・再開）するので届け出ます。

登録番号	
事業者番号	
廃止(休止・再開)する事業者名	
廃止(休止・再開)する事業者住所	
廃止・休止・再開区分	廃止・休止・再開
廃止・休止・再開日	年 月 日(～ 年 月 日)

別記第1号様式（第4条）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金交付申請書

野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

第3号様式（第7条）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金について、次のとおり変更したいので
申請します。

- 1 変更後の交付申請額 円
- 2 変更の内容

第4号様式（第8条）

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金については、次のとおり決定したので、野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金交付規則第8条の規定により通知します。

- 1 決定事項 承認 不承認
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 不承認の理由

第5号様式（第9条）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名 ㊟

野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金概算払請求書
野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金について、次のとおり請求します。

1 概算払請求額 円

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

第6号様式（第10条）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
交付決定者 団体名
代表者氏名

野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金実績報告書
年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金について、次のとおり実績報告します。

添付書類

第7号様式（第11条）

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金については、次のとおり確定したので、野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金交付規則第11条の規定により通知します。

交付確定額 円

第8号様式（第12条第1項）

年 月 日

（宛先）野田市長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名 ㊟

野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金交付請求書
野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金について、次のとおり請求します。

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地

申請者 団体名

代表者氏名

野田市認知症カフェ事業補助金交付申請書

野田市認知症カフェ事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
交付決定者 団体名
代表者氏名

野田市認知症カフェ事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあった野
田市認知症カフェ事業補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

- 1 変更後の交付申請額 円
- 2 変更の内容

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市認知症カフェ事業補助金変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更の申請のあった野田市認知症カフェ事業補助金については、次のとおり決定したので、野田市認知症カフェ事業補助金交付規則第9条の規定により通知します。

- | | | |
|-------------|----|-----|
| 1 決定事項 | 承認 | 不承認 |
| 2 変更後の交付決定額 | | 円 |
| 3 変更の内容 | | |
| 4 不承認の理由 | | |

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
交付決定者 団体名
代表者氏名

野田市認知症カフェ事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付の決定のあつた野田市認知症カフェ事業補助金について、次のとおり実績報告します。

添付書類

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市認知症カフェ事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をした野田市認知症カフェ事業補助金については、次のとおり確定したので、野田市認知症カフェ事業補助金交付規則第11条の規定により通知します。

交付確定額

円

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
請求者 団体名
代表者氏名

㊟

野田市認知症カフェ事業補助金交付請求書

野田市認知症カフェ事業補助金について、次のとおり請求します。

- 1 交付請求額 円
- 2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな 口座名義人	

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
氏 名
申請者 電話番号
FAX番号

野田市意思疎通支援者派遣申請書

意思疎通支援者の派遣を受けたいので、次のとおり申請します。

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
派 遣 場 所	名 称	
	所 在 地	
	電 話 番 号 F A X 番 号	
意思疎通の方法	手話通訳 要約筆記	
派 遣 対 象 者	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ <input type="checkbox"/> 申請者との意思疎通に支援が必要な者 住所 氏名	
派 遣 の 内 容		
備 考		

第 号
年 月 日

様

野田市長

印

野田市意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった意思疎通支援者の派遣については、次のとおり決定したので、野田市意思疎通支援者事業実施規則第6条第2項の規定により通知します。

- 1 決定事項 決定 却下
2 決定の内容

日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
派 遣 場 所	名 称	
	所 在 地	
意思疎通の方法	手話通訳 要約筆記	
派 遣 の 内 容		
派遣する意思疎通支援者		

3 却下の理由

教示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 事業所名
代表者氏名

野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給申請書
野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金の支給を受けたいので、
次のとおり申請します。

1 奨励金対象常用雇用労働者

住 所		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
トライアル雇用の期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
期間の定めのない労働 契約を締結した日	年 月 日	
奨励金の支給に係る期 間の賃金の額	1月目	円
	2月目	円
	3月目	円
	4月目	円
	5月目	円
	合 計	
人件費に係る本市、国 又は他の地方公共団体 からの助成の有無		

2 添付書類

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給（不支給）
決定通知書

年 月 日付けで申請のあった野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金の支給については、次のとおり決定したので、野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給規則第6条の規定により通知します。

- | | | |
|----------|----|-----|
| 1 決定事項 | 支給 | 不支給 |
| 2 支給決定額 | | 円 |
| 3 対象者氏名 | | |
| 4 不支給の理由 | | |

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
請求者 事業所名
代表者氏名 ㊟

野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金支給請求書

野田市トライアル雇用終了後若年者常用雇用奨励金について、次のとおり請求します。

- 1 支給請求額 円
- 2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	

年 月 日

(宛先) 野田市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

野田市商店会街路灯電気料補助金交付申請書

野田市商店会街路灯電気料補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 添付書類
 - (1) 毎月 1 日に設置されていた街路灯の数及び種類が分かる書類
 - (2) 補助対象期間における補助対象経費に係る領収書
 - (3) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

(宛先) 野田市長

住 所
請求者 氏 名 ㊟
電話番号

野田市商店会街路灯電気料補助金交付請求書

野田市商店会街路灯電気料補助金について、次のとおり請求します。

- 1 交付請求額 円
2 振込先

金融機関名	
口座番号	普通 当座
ふりがな	
口座名義人	